**税理士報酬規定**

Ｂ税理士事務所

（法人税　所得税　消費税　住民税　事業税　給与等の源泉所得税とし特別土地保有税

　事業所税その他の税目は別枠とする）

税務会計顧問報酬（税務代理および税務相談）

月額　　　○○○○円（簡易な場合）　複雑な場合は○○○○円

記帳代行報酬

　　　　　　　月額　　　○○○○円（簡易な場合）　複雑な場合は○○○○円

決算書類作成報酬（税務書類作成報酬を含む）

　　　　　　　決算料　　○○○○円（簡易な場合）　複雑な場合は○○○○円

税務代理報酬（確定申告のみ、または臨時のもの。決算書類作成報酬、税務書類作成報酬を含む）

　　　　　　　個人の小規模事業者でごく簡易な場合　　年間　　○○○○円

　　　　　　　その他複雑な場合　　　　　　　　　　　年間　　○○○○円以下

上記で不動産等の譲渡の申告がある場合は別途、譲渡価額の○○パーセントを加算

年末調整および法定調書の作成（別途）

　　　　　　　基本報酬　○○○○円

　　　　　　　１人につき○○○○円を加算

（相続税）

　　　　　　　基本報酬　○○○○円

　　　　　　　遺産総額の○○パーセントを加算

　　　　　　　物納○○○○円（簡易な場合）　複雑な場合○○○○円

　　　　　　　ただし共同相続人（受遺者を含む）１人を増すごとに○割相当額を加算

また、財産の評価等の業務が著しく複雑なときは○割を限度として加算することができる

（贈与税） （受贈者ごとに）

　　　　　　　基本報酬　○○○○円

　　　　　　　取得財産の○○パーセントを加算

　　　　　　　ただし財産の評価等の業務が著しく複雑なときは○割を限度として加算することができる

（固定資産税　償却資産の申告）

　　　　　　　基本報酬　○○○○円（1事業所ごと）

　　　　　　　償却資産１個につき○○○○円を加算

（その他の書類の作成）

　　　　　　　法人設立届出書、青色申告承認申請書など

　　　　　　　１事案につき○○○○円

（法33条の2　第一項業務に対する報酬）

　　　　　　　基本報酬○○○○円および下記日当を加算

（法33条の2　第二項業務に対する報酬）

　　　　　　　基本報酬○○○○円および下記日当を加算

（不服申立て代理および税務書類の作成報酬）

（原申告から関与の場合）

　異議申立て　　基本報酬　○○○○円　および下記日当を加算

　　審査請求　　　基本報酬　○○○○円　および下記日当を加算

　訴訟補佐人　　基本報酬　○○○○円　および下記日当を加算

（異議申立て以降から関与のもの）

減額できた税額等の○○パーセント

（税務相談報酬）　　　口頭によるもの　　　最初の1時間○○○○円

　　　　　　　　　　　　　　1時間を超えたときは１時間につき○○○○円を加算

　　　　　　　　　　　　　　書面によるもの　　　○○○○円および下記日当を加算

（調査立会い報酬または日当および法35条業務）

（上記以外に事務所での作業時間を含む）

　税理士　　1日　○○○○円

　　　　　　　　補助者　　1日　○○○○円

（旅費宿泊費および特別な消耗品費）　　　　実費

　上記報酬表は一応の目安であり、税理士および補助者の作業時間（事務所および事務所外での間接作業時間を含む。時間単価は税理士1時間○○○○円、補助者1時間○○○○円程度）に応じた原価計算により増減します。作業時間の減少にご協力ください。不明点は事前に十分ご相談下さい。